

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(25)	2
江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(26)	2
江東区特別区税条例の一部を改正する条例(27)	2
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例(28)	4
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(29)	5

◎規 則

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(45)	6
江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則(46)	10
江東区組織規則の一部を改正する規則(47)	10
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(48)	10
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(49)	10

◎訓 令

江東区職員の旅費支給規程の一部改正(7)	12
----------------------	----

◎訓 令（教）

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正(2)	13
----------------------------	----

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 8 年 5 月 上期）(202)	14
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(203)	14
令和 8 年度補正予算（第 1 号）の公表(204)	14

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(205)	18
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(206)	18
特定商業施設変更届出書の縦覧について(207)	18
特定商業施設変更届出書の縦覧について(208)	19
保管自転車の処分について（令和 8 年 5 月 下期）(212)	19
行旅死亡人の告示について(214)	19
指定公金事務取扱者の指定について(217)	20
指定公金事務取扱者の指定について(218)	20
指定公金事務取扱者の指定について(219)	20
特定乳児等通園支援事業者の確認について(221)	20
包括外部監査契約の締結について(222)	20

◎告 示（教）

令和年 8 第 6 回江東区教育委員会定例会の招集(11)	21
-------------------------------	----

◎告 示（選）

江東区選挙執行規定の一部改正(20)	22
--------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項	23
（令和 8 年第 2 回定例会）	

条	例
---	---

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 5 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月江東区条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 3 の項及び 1 4 の項を削り、1 5 の項を 1 3 の項とし、1 6 の項から 2 6 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 3 0 の項及び 3 1 の項を削り、3 2 の項を 3 0 の項とし、3 3 の項から 5 7 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 6 号

江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の旅費に関する条例（昭和 3 0 年 4 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号」の次に「。以下「財務省令」という。」を加える。

第 1 3 条中「1 夜につき、内国旅行にあつては 1 9, 0 0 0 円、外国旅行にあつては 5 9, 0 0 0 円を上限として、地域の実情を勘案して任命権者が定める」を「財務省令別表第 2 に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が 1 0 級以下の者の欄に定める額に相当する」に改める。

第 1 5 条中「内国旅行にあつては 2, 4 0 0 円、外国旅行にあつては 5, 4 0 0 円を上限として、通常要する費用の額を勘案して任命権者が定める 1 夜当たりの定額」を「財務省令別表第 3 に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定

める額に相当する額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の江東区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において新条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の江東区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において旧条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 7 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第23条第1項ただし書中「及び第24条の3第1項」を「並びに第24条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第24条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若し

くはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第24条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

付則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第3条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第3条の5中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。
付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

付則第5条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))」を加える。

付則第11条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。))の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当す

るものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 23 条第 1 項ただし書、第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 の改正規定並びに付則第 3 条の改正規定及び付則第 3 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 第 20 条第 2 項の改正規定並びに付則第 3 条の 5 の改正規定、付則第 5 条の 2 の改正規定及び付則第 11 条の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の江東区特別区税条例(以下「新条例」という。)第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の江東区特別区税条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の江東区特別区税条例付則第 3 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条第 1 項に規定す

る居住用家屋(同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第 11 条第 4 項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第 11 条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 28 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整

備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 江東区立東大島駅自転車駐車場の項の次に次のように加える。

江東区立東大島駅北自転車駐車場	東京都江東区大島九丁目 4 番先
-----------------	------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定に基づく江東区立東大島駅北自転車駐車場の利用申請の受付その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 9 号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年 3 月江東区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中

「

1 4, 1	1 4, 1	1 6, 4	1 7, 4
7 5 円	7 5 円	6 7 円	9 6 円

」

を

「

1 4, 3	1 5, 1	1 7, 2	1 7, 9
9 7 円	9 8 円	5 9 円	3 7 円

」

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間に

ついて支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規

則

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児
相談支援事業者の指定等に関する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 5 号

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障
害児相談支援事業者の指定等に関する規則
の一部を改正する規則

江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児
相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4
年 3 月江東区規則第 1 6 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 1 項中「指定特定相談支援事業者・指
定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（別
記第 1 号様式）に指定特定相談支援事業所及び指
定障害児相談支援事業所の指定（更新）に係る記
載事項（別記第 2 号様式）を添付して」を「指定
障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設

指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事
業所／指定障害児相談支援事業所 指定申請書
（別記第 1 号様式）により」に改める。

第 3 条第 1 項中「変更届出書」を「指定障害福
祉サービス事業所／指定障害者支援施設 指定障
害児通所支援事業所／指定障害児入所施設 指定
特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／
指定障害児相談支援事業所 変更届出書」に改め
る。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のよう
に改める。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障害児相談支援事業所
指定 申請書

年 月 日

江東区長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者

表題の事業所・施設に係る指定／指定の更新／指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号（13桁）																					
申請者（設置者）	フリガナ																						
	名称																						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)																					
	連絡先	電話番号	(内線)																				
		E-mailアドレス																					
	法人等の種類																						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ		生年	月	日																
	氏名																						
代表者の住所	(郵便番号 -)																						
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ																						
	名称																						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)																					
	多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○																						
	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定（更新・変更）申請をする対象事業等に○	既に指定を受けている事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出する様式（付表）																
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護					付表 1																
		重度訪問介護					付表 1																
		同行援護					付表 1																
		行動援護					付表 1																
		療養介護					付表 2																
		生活介護					付表 3																
		短期入所					付表 4																
		重度障害者等包括支援					付表 5																
		自立訓練（機能訓練）					付表 6																
		自立訓練（生活訓練）					付表 6																
		就労選択支援					付表 7																
		就労移行支援					付表 8																
		就労継続支援 A 型					付表 9																
		就労継続支援 B 型					付表 9																
		就労定着支援					付表 10																
	自立生活援助					付表 11																	
	共同生活援助					付表 12																	
	指定障害者支援施設（施設入所支援）					付表 13																	
	指定一般相談支援事業所	地域移行支援					付表 14																
		地域定着支援					付表 14																
	指定特定相談支援事業所					付表 15																	
	指定障害児通所支援事業所	児童発達支援					付表 16																
		放課後等デイサービス					付表 16																
居宅訪問型児童発達支援						付表 17																	
保育所等訪問支援						付表 18																	
指定障害児入所施設					付表 19 / 20																		
指定障害児相談支援事業所					付表 15																		
【既に指定を受けている場合】事業所番号																							

(備考)

- 1 本申請書の表題は、指定の更新の申請の際には「指定更新申請書」に、指定の変更の申請の際には「指定変更申請書」に変更して使用してください。
- 2 「法人等の種類」欄には、「社会福祉法人（社協以外）」、「社会福祉法人（社協）」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人（NPO）」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体（都道府県）」、「地方公共団体（市町村）」、「地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業のそれぞれに「○」を記載してください。
- 4 「【既に指定を受けている場合】事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。
- 5 「事業の開始予定年月日」欄については、更新の場合にあつては、現に受けている指定の有効期間満了日を記載してください。

別記第 2 号様式 削除

別記第 7 号様式を次のように改める。

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所／指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障害児相談支援事業所
変更届出書

年 月 日

江東区長 殿

所在地

申請者 名 称

代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先（以下「指定権者」という。）と指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先（以下「監督権者」という。）が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所（施設）の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス（□）に✓を付けてください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

[illegible]

備考

- 1 変更届の提出に際しては、必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 6 号

江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則の一部を改正する規則

江東区老朽空家等対策審議会条例施行規則（令和 5 年 3 月江東区規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(代理出席)

第 4 条 条例第 3 条第 2 号に掲げる委員が、やむを得ない理由により審議会に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関において、その者の職を代理する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 7 号

江東区組織規則の一部を改正する規則

江東区組織規則（昭和 4 8 年 5 月江東区規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の表経済課の部産業振興係の項中「活性化支援」の次に「及びデジタル化支援」を加え、「及び商工情報センター」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 8 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年 1 2 月江東区規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 3 の項及び 1 4 の項を削り、1 5 の項を 1 3 の項とし、1 6 の項から 2 5 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 中 3 0 の項及び 3 1 の項を削り、3 2 の項を 3 0 の項とし、3 3 の項から 5 7 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 9 号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(徴収員証)

第 1 5 条 職員は、次に掲げる職務に従事する場合は、江東区生活保護費徴収金徴収員証（別記第 3 5 号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(1) 法第 7 7 条の 2 第 1 項又は第 7 8 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収

(2) 財産の差押えに関する調査のための質問、検査又は搜索

(3) 徴収金に関する滞納処分のための財産の差押え

別記第 3 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 5 号様式（第 1 5 条関係）

（表）

第	号				
		江東区生活保護費徴収金徴収員証			
写 真					
		所 属			
		職 氏 名			
		年 月 日生			
		年 月 日発行			
		江東区長			
		印			

（裏）

生活保護法施行細則（抜粋）

第 1 5 条 職員は、次に掲げる職務に従事する場合は、江東区生活保護費徴収金徴収員証（別記第 3 5 号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- (1) 法第 7 7 条の 2 第 1 項又は第 7 8 条第 1 項から第 3 項までの規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の徴収
- (2) 財産の差押えに関する調査のための質問、検査又は搜索
- (3) 徴収金に関する滞納処分のための財産の差押え

（本証の有効期間は、発行の日から 1 年とする。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

◎江東区訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の旅費支給規程（昭和 48 年 6 月江東区訓令甲第 23 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

第 15 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 16 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「条例第 15 条」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「条例第 15 条及び前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「条例第 15 条及び前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる方法」の次に「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額」を加え、同項第 2 号ただし書中「前号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の次に「（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の江東区職員の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に江東区職員の旅費に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 8 号。以下「旅費条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び旅費条例第 3 条第 5 項の規定

により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び旅費条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に旅費条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

訓 令 （ 教 ）

◎江東区教育委員会訓令甲第 2 号

教育委員会事務局
区 立 幼 稚 園

江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成 12 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 26 日

江東区教育委員会

第 15 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 16 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「条例第 15 条」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「条例第 15 条及び前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「条例第 15 条及び前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「掲げる方法」の次に「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額」を加え、同項第 2 号ただし書中「前号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「とする」の次に「（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の江東区立幼稚園教育職員の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に江東区職員の旅費に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 8 号。以下「旅費条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び旅費条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行につ

いて適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び旅費条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に旅費条例第 3 条第 6 項及び第 7 項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

告

示

◎江東区告示第 2 0 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 0 3 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による確認の辞退があったため、法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

江東区長 大久保 朋 果

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
株式会社 ネス・コーポレーション	ナーサリールーム ベリーベア東雲 Annex	江東区東雲 1 - 9 - 4 パークタワー 東雲 1 階	令和 8 年 6 月 1 日	認可外 保育施設

◎江東区告示第 2 0 4 号

令和 8 年 6 月 1 5 日、江東区議会の議決を経た、令和 8 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,055,000 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 294,781,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	49,076,534	886,102	49,962,636
	1 国 庫 負 担 金	43,688,468	591,840	44,280,308
	2 国 庫 補 助 金	5,369,102	294,262	5,663,364
15	都 支 出 金	32,085,045	228,809	32,313,854
	1 都 負 担 金	12,191,019	79,680	12,270,699
	2 都 補 助 金	18,284,894	149,129	18,434,023
18	繰 入 金	27,164,093	934,953	28,099,046
	1 基 金 繰 入 金	27,164,093	934,953	28,099,046
20	諸 収 入	3,126,098	5,136	3,131,234
	6 雑 入	1,494,681	5,136	1,499,817
歳 入 合 計		292,726,000	2,055,000	294,781,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	40,663,133	27,684	40,690,817
	1 総 務 管 理 費	27,446,887	27,684	27,474,571
3	民 生 費	130,859,629	1,261,554	132,121,183
	1 社 会 福 祉 費	27,035,053	142,339	27,177,392
	2 高 齢 者 福 祉 費	8,097,474	37,537	8,135,011
	3 児 童 福 祉 費	74,657,063	3,345	74,660,408
	4 生 活 保 護 費	21,070,039	1,078,333	22,148,372
5	産 業 経 済 費	2,895,949	459,230	3,355,179
	1 商 工 費	2,895,949	459,230	3,355,179
6	土 木 費	20,269,076	117,439	20,386,515
	4 公 園 費	4,641,634	117,439	4,759,073
7	教 育 費	57,030,853	189,093	57,219,946
	1 教 育 総 務 費	20,401,248	87,750	20,488,998
	2 小 学 校 費	23,683,449	95,700	23,779,149
	3 中 学 校 費	8,313,014	5,643	8,318,657
歳 出 合 計		292,726,000	2,055,000	294,781,000

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項 名	期 間	限 度 額
水門橋改築事業	令和 9 年度	千円 24,062
(仮称) 東砂住宅改築事業 (公有財産購入)	令和 9 年度 ～ 令和 11 年度	5,121,145
小名木川小学校改築事業	令和 9 年度	25,289

◎江東区告示第 205 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 15 日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
株式会社ニチイ学館	病児・病後児保育室 ニチイキッズとよす	東京都江東区豊洲 5 丁目 5 - 1 豊洲シエルタワー 1 階	令和 8 年 5 月 11 日	病児保育事業

◎江東区告示第 206 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞

退について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 6 第 1 項の規定による確認の辞退があったため、法第 58 条の 11 第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 15 日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
特定非営利活動法人フローレンス	病児保育室 フローレンス豊洲	東京都江東区豊洲 5 丁目 5 - 1 豊洲シエルタワー 1 階	令和 8 年 4 月 1 日	病児保育事業

◎江東区告示第 207 号

特定商業施設変更届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成 12 年 6 月 29 日江地商発第 66 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 17 日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日		令和8年5月14日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課（庁舎4階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間		令和8年6月17日から 令和8年8月17日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	豊洲フロント 江東区豊洲三丁目2番20号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 不動産管理部長 岡本 泰典
変更した事項	変更前	変更後
	施設の設置者 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 不動産管理部長 岡本 泰典 株式会社IHI 代表取締役社長 井手 博	施設の設置者 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 不動産管理部長 岡本 泰典
変更年月日	令和8年4月20日	
変更した理由	設置者に変更があるため。	

◎江東区告示第208号

特定商業施設変更届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱（平成12年6月29日江地商発第66号）第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和8年6月17日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定商業施設変更届出書の届出年月日		令和8年5月18日
特定商業施設変更届出書の縦覧場所		東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課（庁舎4階）
特定商業施設変更届出書の縦覧期間		令和8年6月17日から

		令和8年8月17日まで
特定商業施設の概要	特定商業施設の名称及び所在地	豊洲フォレシア 江東区豊洲三丁目2番24号
	設置者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	豊洲三丁目開発特定目的会社 取締役 菊池 省吾 三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本 泰典
変更した事項	変更前	変更後
	施設の設置者 株式会社IHI 豊洲三丁目開発特定目的会社 三菱UFJ信託銀行株式会社	施設の設置者 豊洲三丁目開発特定目的会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
変更年月日	令和8年4月20日	
変更した理由	設置者に変更があるため。	

◎江東区告示第212号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年6月24日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第214号

行旅死亡人について

下記の者は、令和8年3月26日午後4時30分頃、東京都江東区大島5丁目53番3-207号にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。

令和8年6月26日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 死亡人 本籍・住所・氏名不詳
- 2 特徴 やせ型、身長 170 センチメートル、
右鎖骨部に小指頭大のイボあり、紺
色柄物 T シャツ、紺色ハーフパンツ

◎江東区告示第 217 号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定するとともに、当該事務を委託したので告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ
 - (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目 1 番 1 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
『d 払い』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- 3 指定日
令和 8 年 7 月 1 日
- 4 委託日
令和 8 年 7 月 1 日

◎江東区告示第 218 号

江東区介護保険料の収納事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

指定公金事務取扱者の名称	住所	委託内容	指定日	委託日
株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町二丁目 1 番 1 号	d 払いによる江東区介護保険料の収納	令和 8 年 7 月 1 日	令和 8 年 7 月 1 日

◎江東区告示第 219 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務について、地方自治法（昭和 22 年

法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

指定公金事務取扱者の名称	住所	委託内容	指定日	委託日
株式会社 N T T ドコモ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町二丁目 1 番 1 号	d 払いによる公金収納	令和 8 年 7 月 1 日	令和 8 年 7 月 1 日

◎江東区告示第 221 号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 53 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
C 2 C G a l a c t i c A c a d e m y 株式会社	M i l k y W a y I n t e r n a t i o n a l N u r s e r y S c h o o l 北砂校	江東区北砂五丁目 1 番 28 号	令和 8 年 7 月 1 日	私立保育所

◎江東区告示第 222 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 契約の相手方 東京都江東区有明一丁目 3 番 1 - 1011 号
公認会計士 嶋守 浩之
- 2 契約の始期 令和 8 年 7 月 1 日

- 3 費用の算定方法 893万2,000円を上限とし、基本費用及び執務費用を合算した額とする。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とし、必要があると認めるときは、一部前払とすることができる。

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第11号

下記により、令和8年第6回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和8年6月23日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和8年6月26日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第1 議案第43号 江東区立幼稚園教育職員の旅費支給
規程の一部改正
- 4 報告事項
(1) 令和8年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 20 号

江東区選挙執行規程（平成 19 年 1 月江東区選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 19 日

江東区選挙管理委員会

第 112 条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条中「第 212 条」を「第 212 条第 1 項」に、「選挙人その他の関係人」を「選挙人等」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 212 条第 2 項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 205 条第 2 項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する方法
- (2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する方法

別記第 43 号様式中「印鑑及びこの呼出状をご持参」を「この呼出状を御持参」に改める。

別記第 44 号様式中「かくし」を「隠し」に改める。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 8 年第 2 回定例会）

6 月 1 0 日から 7 月 1 日まで会期 2 2 日間にわたって開会した令和 8 年第 2 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 3 9 号 令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）

（6 月 1 5 日原案可決）

議案第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について

議案第 4 4 号 東深川橋塗装工事請負契約

議案第 4 5 号 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約

議案第 4 6 号 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約

議案第 4 7 号 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約

議案第 4 8 号 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約

議案第 4 9 号 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約

議案第 5 0 号 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約

議案第 5 1 号 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約

議案第 5 2 号 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約

議案第 5 3 号 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約

議案第 5 4 号 江東区庁舎照明器具改修工事請負契約

議案第 5 5 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 5 6 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 5 7 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 5 8 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 5 9 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 0 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 1 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 2 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 3 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 4 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 5 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 6 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 7 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 8 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 6 9 号 議決を得た契約の契約変更について

議案第 7 0 号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 1 号 江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 2 号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例

議案第 4 1 号 江東区女性福祉資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第 7 3 号 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 2 号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第 7 4 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 0 号 債権の放棄について

（以上 7 月 1 日原案可決）

2 報告（区長提出）

議案第 2 号 令和 7 年度江東区繰越明許費繰越計算書について

（6 月 1 0 日報告）

3 議案（議員提出）

議員提出議案第 4 号 私立幼稚園への支援策を求める意見書

議員提出議案第 5 号 「不合理な税制改正」に反対する意見書

(以上 7 月 1 日原案可決)

4 その他の議決事項

令和 8 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(6 月 1 0 日設置及び選任)